

令和7年 労働災害発生状況(令和7年12月末現在)

(休業4日以上の死傷者数)

龍ヶ崎労働基準監督署

業種別

業種	年	7年		6年		同期比	
		死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業
製造業	食料品		22		30		-8
	木材・木製品	1	5		1	1	4
	化学工業		15		22		-7
	金属製品		11		8		3
	一般・電気・輸送用機械		10		14		-4
	その他		22		25		-3
小計		1	85	100	1	-15	
建設業	土木工事		5	1	6	-1	-1
	建築工事(木造除く)		8		9		-1
	木造建築工事		3		4		-1
	その他の工事		9	1	7	-1	2
	小計	25	2	26	-2	-1	
陸上貨物運送事業			21		34		-13
畜産業		1	79		92	1	-13
小売業			26		36		-10
社会福祉施設			25		38		-13
その他			91	1	89	-1	2
計		2	352	3	415	-1	-63

月別

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
7年			(1)				(1)				(2)		352
	26	29	33	33	34	26	47	23	37	30	22	12	

事業者の皆さまへ

第1回 化学物質管理強調月間

2025(令和7)年2月1日～28日

スローガン

正しく理解 正しく管理
化学物質と向き合おう



リスクアセスメントを実施し、リスク低減措置を図りましょう！

産業界における自律的な化学物質管理活動を推進するとともに、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るため、このたび、「化学物質管理強調月間」を創設いたしました。

事業場における実施事項

- 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート(SDS)等による危険有害性等の確認
- 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底
- ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施
- 化学物質管理者の選任状況の確認
- 日常の化学物質管理の総点検
- 事業者又は化学物質管理者による職場巡回
- スローガン等の掲示
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

主 催 厚生労働省、中央労働災害防止協会
協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

年齢別

	件数	率(%)
~19歳	5	1.4%
20~29歳	40	11.4%
30~39歳	47	13.4%
40~49歳	(1) 71	20.2%
50~59歳	93	26.4%
60歳~	(1) 96	27.3%

規模別 事故の型別

	規模 人	規 模 人	四一 九〇	九五 九〇	一 〇	転 落 落	転 倒	激 突 され	巻 込 ま れ	こ 切 れ れ	交 通 事 故	動 作 の 反 動	そ の 他	合 計
製造業	食料品	1	3	2	16		7	1	6	2		4	2	22
	木材・木製品	1	2		2		1	1		2		(1)	1	(1) 5
	化学工業		5	6	4	1	5		4	1		2	2	15
	金属製品	3	6	2			2	2	1	1		3	2	11
	一般・電気・輸送用機械		2	1	7	1			1	1		5	2	10
	その他	4	7	3	8	1	7	1	5	1		4	3	22
小計		9	25	14	37	3	22	5	17	8	18	(1)	12	(1) 85
建設業	土木工事	3	1	1			1	2	1				1	5
	建築工事(木造除く)	4	4			3	1		2				2	8
	木造建築工事	2	1			1	1						1	3
	その他の工事	7	2			4	1	1				1	2	9
	小計	16	8	1		8	4	3	3			1	6	25
陸上貨物運送事業		3	16	2		6	2		4	1	2	2	4	21
畜産業		7	68	3	1	25	17	(1) 24	2	2		7	2	(1) 79
小売業		2	17	4	3	1	3		2	2	6	8	4	26
社会福祉施設		4	9	9	3	2	8	3				9	3	25
その他		18	27	16	30	7	37	5	6	5	9	10	12	91
計		59	170	49	74	52	93	(1) 40	34	18	17	55	(1) 43	(2) 352

※ 数値は、労働者死傷病報告より集計したものであり、()内は死亡者で内数である。

※ 陸上貨物運送事業は「道路貨物運送業」、「陸上貨物取扱業」を合わせたものをいいます。

※ 新型コロナウイルス感染症への罹病によるもの除外